

美唄市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例（素案） とその解説

目次

前文

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 市の役割
- 第5条 市民の役割
- 第6条 事業者の役割
- 第7条 禁止
- 第8条 基本的施策
- 第9条 男女共同参画計画
- 第10条 施策の策定等に当たっての配慮
- 第11条 パートナーシップ制度の実施
- 第12条 調査研究
- 第13条 啓発、普及及び広報
- 第14条 委任

前文

人は誰もが個人として尊重される権利を持ち、性別等により差別されることのない平等な存在です。国際社会の共通目標である SDGs においても、人権尊重を基本とした誰一人取り残さないインクルーシブの理念が掲げられており、これを実現するための前提として、性別、年齢、障がいの有無及び程度、国籍等の様々な違いが、多様性として尊重されるべきこととされています。美唄市は、豊かな自然と先人が築いてきた歴史と文化を継承しながら、日本国憲法の理念に基づき、法の下の平等と人権の尊重に向け、性別における差別や偏見の解消や、対等な参画機会の確保に向け多くの取組を続けてきました。しかし、ジェンダー平等に関する認識はいまだ十分とはいえず、性別による固定的な役割分担とこれを反映した慣行が残り、個人としての能力の発揮や活動の選択を制約しています。さらに近年では、性的指向、性自認等を理由とする差別や偏見の解消に向けた取組を求める声が強まっています。今後、市、市民、事業者等は、このことの意味と課題の重要性を深く認識し、協働して、あらゆる手立てを講じ、その解決と実現に向けた努力をしていくことが問われています。この男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のために託された現代的課題の重要性に鑑み、誰もが活躍できる社会、誰も孤立させない社会及び性別等による偏見のない社会の実現を目指し、この条例を制定します。

前文は、条例制定の背景や基本的な考え方、決意などを明らかにするために、置くものとされており、この条例でも、制定の趣旨を明らかにするため前文を置くこととしました。

前文に規定したものは、次のとおりです。

- (1) 性別、年齢、障がいの有無及び程度、国籍等の様々な違いを、多様性として尊重すべきであること。
- (2) ジェンダーによる役割分担を固定的にとらえている意識がいまだ存在していること。
- (3) ジェンダー平等及び多様な性を尊重する社会の実現を目指すため、この条例を制定する旨の決意を表すもの。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現について基本理念を定め、美唄市（以下「市」という。）、市民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のため、総合的かつ計画的に推進を図り、実現することを目的とします。

この条例の目的は、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会を実現するための基本理念、市、市民及び事業者等の役割並びに市の施策の基本的事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会を形成することにあります。

男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の形成は、社会を構成する全体で取り組んでいかなければなりません。そのため、市も各種の施策を行いますが、その施策の実施だけで社会が形成されるものではなく、その行為は社会の形成の「促進」であると考えられます。

のことから、あらゆる主体で取り組むための基本理念や目的等の規定においては、「男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の形成」という用語を用いています。

(定義)

第2条 この条例で使う用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そのことにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をつくることをいいます。
- (2) 多様な性を尊重する社会 性別、性的指向、性自認等にかかわらず、全ての人が互いに違いを認め、自分らしく生き、能力を発揮できる社会をつくることをいいます。
- (3) 市民 市内に居住する人、働く人、学ぶ人等、市内で活動するあらゆる個人をいいます。
- (4) 事業者等 営利、非営利等を問わず、市内で事業活動を行う法人、個人及び団体をいいます。
- (5) 性自認 自らの性別についての認識をいいます。

- (6)性的指向　自己の恋愛感情又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいいます。
- (7)性別等　男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認及び性的指向を含む。)をいいます。
- (8)親密な関係における暴力等　次に掲げる行為をいいます。
- ア　ドメスティック・バイオレンス　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及び交際の相手方その他親密な関係にあり、若しくは親密な関係にあった者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。
- イ　ストーカー行為　ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為をいいます。
- (9)セクシュアルハラスメント　相手の意思に反する性的な発言、行動等が、相手又は周囲の者に対し不快感を与え、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えること(同性に対するもの及び相手方の性的指向又は性自認にかかわらず行われるものも含む。)をいいます。
- (10)メディア・リテラシー　新聞、テレビ、インターネットその他のメディアが伝える様々な情報を批判的に読み解き、主体的に取捨選択して活用する能力及び当該メディアを適切に選択して自ら情報を発信する能力をいいます。
- (11)パートナーシップ制度　性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らし続けられることを目的として、市長がパートナーシップの届出を受理した場合に、受理したことを証する書面を交付する制度をいいます。

この条では、条例が適正に運用されるよう、この条例で用いている必要な用語の意義を定めています。

「男女共同参画社会の形成」とは、男女が、性別で役割を決められることなく、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をつくることをいいます。なお、「参画」とは、単に参加するだけではなく、方針決定、企画立案の過程などから積極的に加わることをいいます。

「市民」とは、この条例を制定する趣旨が、市民に対して罰則を課するものではなく、市、市民及び事業者等が役割を互いに担い、協働して男女共同参画社会を築きあげることを趣旨としていることから、美唄市に住所を有する人だけでなく、市内で活動するあらゆる個人を対象として広く捉えることとしています。

「事業者」とは、営利事業か非営利事業かに関わらず、市内に事務所または事業所を有し、事業を行う法人、個人その他団体をいいます。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現に向けた取組を推進します。

- (1)全ての人が、個人としての尊厳が重んじられ、性犯罪、親密な関係における暴力等その他の性別等に起因する暴力、性別等による差別的取扱い、セクシュアルハラスメントその他の性別等に起因する人権侵害を受けることなく、個人として尊重されること。
- (2)全ての人が、性別等による固定的な役割分担の意識及び当該役割分担が反映された社会的制度や慣行にとらわれることなく、個人の能力及び個性を発揮し、自らの意思と責任により、多様な生き方を選択できること。
- (3)全ての人が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定への平等な参画を確保されること。
- (4)全ての人が、性別等にかかわらず、それぞれの協力及び社会の支援の下に、家庭生活における活動及び地域及び職場における活動との調和のとれた生活を営むことができること。
- (5)全ての人が、国際社会及び国内における男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現に係る取組を積極的に理解し、推進することができること。
- (6)性別等に起因する困難を有する者だけでなく、知的又は精神的な障がいがあること等に加えて当該困難を有することで複合的に困難な状況にある者への支援が行われるとともに、これらの者が安心して暮らせる環境の整備に向けた取組が行われること。
- (7)保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現を支える意識及び行動の形成に向けた取組が行われること。

この条では、基本理念として、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会を形成する上での基本的姿勢と基本的考え方を示しています。

男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の形成には個人の尊厳及び人権の尊重が必要不可欠であります。

憲法では平等がうたわれているものの、実際には性別による差別的な取扱いや、能力を発揮する機会が与えられない、人生の選択に何らかの制限を受けたりすることが存在しています。全ての人、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮が必要であり、その機会は区別されることなく全ての人に確保されることが大切です。

なお、ここで言う「差別的な取扱い」とは、直接的な差別に限らず、間接的な差別も含んでいます。「間接的な差別」とは、表面的にはジェンダー差別の取扱いがなくとも、結果的に差別的効果をもたらすようなもので、例えば、採用に際し、仕事に直接関係のない身長、体重、体力、性的マイノリティなどを条件に、事実上排除するような場合を指します。

また、性別により役割を決めてしまう考え方や、それに基づく社会の制度やしきたりは今もなお存在しており、これらを改善することを目指しています。こうした偏見を、社会全体が意識し、是正し、誰もが社会において安心して能力や個性を発揮できる社会の実現

が重要です。

そのため、ジェンダー平等や性に関する幅広い情報提供、学習機会の確保、健康等への支援などの施策を講じていくことの大切さを定めています。

(市の役割)

- 第4条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現するための施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な措置を講ずるものとします。
- 2 市は、率先して男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の推進に取り組むとともに、市民及び事業者等の模範となるよう努めるものとします。
- 3 市は、市民、事業者等、国及び他の自治体と連携及び協力して男女共同参画並びに多様な性を尊重する社会実現の推進に取り組むものとします。
- 4 市は、パートナーシップ制度に最大限配慮し、当該制度の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

この条は、第1条の「市、市民及び事業者の役割を明らかにする」の規定を受け、市の役割を定めています。

男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現を推進するためには、市が率先して取組みを進めることができます。

第2項から第4項では、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現に向けて、市はもとより、国、道、市民及び事業者等が一体となって取り組むべき課題であり、互いに協力し合い、連携して推進を図っていくことが必要であると定めています。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、基本理念に基づき、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現に対する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において積極的に推進するよう努めるものとします。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現に関する施策に協力するよう努めるものとします。

この条は、第1条の「市、市民及び事業者の役割を明らかにする」の規定を受け、市民の役割を定めています。

職場、学校、地域、家庭などあらゆる分野で誰もが対等に共生できる社会環境を整えるため、社会を構成する市民一人ひとりが従来の制度や慣行に基づく固定的性別役割分担意識や多様性に対する差別や偏見を改革していくことが必要です。その上で、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現に関する施策への理解を深め推進することが、市民の責務として求められています。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その事業活動において、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現の推進に努めるとともに、職場及び家庭生活における活動等を両立できる職場環境の整備に努めるものとします。

- 2 事業者等は、市が実施する男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現の形成に関する施策に協力する役割を担うものとします。
- 3 事業者等は、その活動においてパートナーシップ制度に最大限配慮し、当該制度の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

この条は、第1条の「市、市民及び事業者の役割を明らかにする」の規定を受け、事業者の役割を定めています。

誰もが、価値観やライフスタイル等に応じて、多様でかつ柔軟な働き方を選択できることが大切です。

このため、事業者に対し、市が実施する男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現の形成に関する施策に対する理解と協力を求めていきます。

(禁止)

第7条 市及び事業者等は、その事業及び活動において性別等による差別的取扱いを行い、又はその職場等においてセクシュアルハラスメントを行わせてはなりません。

- 2 市民は、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンス又は性暴力を行ってはなりません。
- 3 市、市民及び事業者等は、性的指向又は性自認の公表を本人に対して強制又は禁止してはなりません。
- 4 市、市民及び事業者等は、本人の意に反して性的指向又は性自認を公表してはなりません。
- 5 市、市民及び事業者等は、情報の発信に当たっては、性別等による人権侵害に当たる表現又は性別による役割分担を助長し、若しくは連想させる表現を用いないよう配慮しなければなりません。

この条は、本条では、性別等が原因で発生する差別的な取扱いや人権侵害がもたらす被害の重要性を重く受け止め、各号に定める行為について禁止事項を規定しています。性別等の違いを理由とした差別は、一人ひとりが個性や能力を発揮し輝けるまちの実現を阻む大きな要因であり、深刻な問題となっています。本条例は、基本的な理念や方針を示すことを目的とした理念条例であるため、強制力を持つ罰則等は規定していません。しかし、性別等による差別をはじめ、あらゆる差別を行うことを許さないという市の姿勢を明らかにするため、禁止事項として明記しています。

(基本的施策)

第8条 市長は、男女共同参画と多様な性を尊重する社会実現を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、次に掲げる基本的施策を行うものとします。

(1) 学校、家庭等、あらゆる分野の教育において、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現を推進するため、必要な措置を講じるよう努めること。

(2) 雇用の分野における事業者等に対し、必要な情報の提供などの支援を行うよう努めるとともに、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会の実現状況について、適切な措置を講じるよう協力を求めること。

(3) 自営の商工業又は農林業に従事する全ての人が、性別等にかかわらず、対等な構成員として経営等に参画する機会を確保するため、研修、情報の提供等の活動に必要な支援を行うよう努めること。

(4) 性別等による固定的な役割分担の意識及び当該役割分担が反映された社会的制度や慣行にとらわれることなく、個人の能力及び個性を發揮し、自らの意思と責任により、多様な生き方を選択できるよう、ジェンダー平等に必要な支援を行うよう努めること。

(5) 全ての人が、性別等にかかわらず、それぞれの協力及び社会の支援の下に、家庭生活における活動及び地域や職場における活動との調和のとれた生活を営むことができるよう努めること。

男女共同参画社会の形成と多様な性を尊重する社会実現を推進するための施策を実施するための事項を定めています。

市は、人権尊重を基盤に、性別による固定的な役割分担意識の改革と、様々な慣行や社会通念を見直していくため、学校教育、家庭教育など、あらゆる教育・学習の場やあらゆる分野の事業者とともに、全ての人が、それぞれの協力及び社会の支援の下に、家庭生活における活動と地域及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営むことができるよう努めることを定めています。

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会の形成に関する施策並びに市民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとします。

- 2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるものとします。
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとします。
- 4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合について準用します。

この条は、男女共同参画施策の基本となる計画について、策定を市に義務付け、策定までの必要な手続について定めています。

基本計画策定にはあらかじめ市民の意見を反映し、市、市民及び事業者による相互の協力によって男女共同参画が推進できること、及び計画そのものを地域の実情に応じたものとするためです。計画を策定したときは公表すること、計画変更の場合においても同様に行うこととしています。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たり、配慮するものとする。

市では、多種多様な施策を計画し、展開していますが、こうした取組みの際には、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現の形成に配慮したものとすることとしています。

(パートナーシップ制度の実施)

第11条 市長は、パートナーシップの届出を受理したことを証する書面の交付を受けようとする者に対し、当該届出を受理したことを証する書面を交付するものとします。

多様な性を尊重する社会実現に当たり、パートナーシップ制度を施策として実施します。このことにより、性的マイノリティの方の意思に寄り添い、その関係を尊重し、同性同士の婚姻が法的に認められていない現状において、さまざまなサービスや社会的配慮を受けやすくし、多様な性のあり方への理解が一層深まり、一人一人が互いの人権を尊重し、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、実施します。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査研究及び情報の収集を行うものとします。

市において、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現に関する国内外の動向や市の施策の推進状況、市民に対する意識調査などを把握し、今後の施策に反映させるため、調査研究及び情報収集を進めていくよう規定しています。

(啓発、普及及び広報)

第13条 市は、市民及び事業者等に対して、男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現の推進に必要な啓発、普及及び広報活動を実施するものとします。

2 市は、市民及び事業者等に対して、ジェンダー平等、男女共同参画及び多様な性の尊重に関する、メディア・リテラシーの向上が図られるよう、必要な支援を行うものとします。

第1項では、市は、市民及び事業者が男女共同参画に関心と理解を深めるため、継続的に市の広報紙、チラシ、インターネット等を活用し広報活動、啓発を行うことを規定しています。

第2項では、市は、刊行物等を作成する際は、この条例の基本理念である男女共同参画社会の形成を推進する上での基本的姿勢と基本的考え方を踏まえ作成することを規定しています。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

条例の規定以外で、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとします。

附 則

この条例の施行の際、現に策定されている男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第9条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなすものとします。

この条例の施行期日を定めているほか、第2項では、現に策定されている男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第9条第1項に定められた男女共同参画計画とみなすことを定めています。